



「患者さんとそのご家族の 安心・安全な暮らしを支える ための病院です」

当院は平成30年10月に兵庫県より認知症疾患医療センターの指定を受けました。

かかりつけの先生などと連携しながら、認知症の鑑別診断や専門医療相談等を実施し、認知症の早期発見、診断を行っています。

当院は「認知症の患者さんとそのご家族の安心、安全な暮らし」をサポートしていきたいと考えております。



詳しいご利用方法は中面でご紹介しています

当院について

【施設名称】兵庫県立尼崎総合医療センター
認知症疾患医療センター

【住所】〒660-8550
兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号

お問い合わせ・ご相談は

TEL 06-6480-7734

受付：平日9時～12時、13時～16時

FAX▶ 06-6480-7733

HP▶ <http://agmc.hyogo.jp/>



兵庫県マスコットはびたん

当院へのアクセス



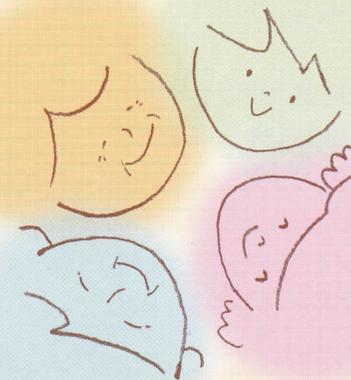
阪神尼崎駅から北へ約1.5km 徒歩で約20分ほどのところにあります。

Hyogo Prefectural Amagasaki General medical Center
Major Neurocognitive Disorder Center



兵庫県立
尼崎総合医療センター

認知症疾患医療センター ご案内



認知症とは？

認知症とは、何らかの理由で脳の細胞が減少することで、脳のネットワーク機能が障害され日常生活において様々な困難が生じる病気です。

鑑別診断とは？

診察、各種検査（心理検査、画像検査など）結果などにより、認知症かどうか、認知症であるならば、どのような治療が可能かを判断することを鑑別診断と言います。

認知症での診療が必要な場合は？

日常生活に大きな支障が出ていたり、周りへの迷惑行為等がある場合には、認知症の治療が必要です。認知症の症状が大きく問題になっていない場合でも、早期に治療を開始することにより、認知症の進行を遅らせる事があります。

こんなことが気になる前に まずは相談を！

- 財布や鍵など大切なものをよくなくす。
- 通いなれた道でもよく迷う。
- つまづいたり、転んだりすることが多くなった。
- ガスを消し忘れたり、トイレの水をよく流し忘れる。
- 怒りやすくなった。元気がないなど性格が変わったように感じる など。

そのような場合は、
認知症疾患医療センターへ
ご相談ください!!

TEL 06-6480-7734

※受付（平日9時～12時、13時～16時）

鑑別診断を希望される場合

～かかりつけ医からご紹介いただく際の流れ～

1

まずは、かかりつけ医にご相談ください。
※かかりつけ医の診療科は問いません。



2

かかりつけ医とご相談の結果、当センターでの鑑別診断が必要な場合は、かかりつけ医から当院の地域医療連携センターを通じて、「もの忘れ外来」の診察予約をお取りください。



3

予約日時（30分前までに）、紹介状・診察予約票・保険証等を持参し、ご来院ください。
※診察時に患者さんの日頃の生活の様子をお聞きますので、ご家族など一緒に生活されている方や状況をよくご存じの方のご同伴をお願いいたします。



4

問診、診察、各種検査（心理検査、画像検査など）を行います。
※鑑別診断までに数回受診いただく場合があります。



5

検査結果、鑑別診断結果をご説明します。
診断後は、かかりつけ医などでの診療や投薬をお願いしています。

認知症疾患医療センター業務

- 医療相談
- 認知症の鑑別診断（もの忘れ外来）
- 身体合併症、行動・心理症状への対応
- 地域連携の推進
- 認知症施策への協力



センターの体制

- 日本認知症学会 専門医・指導医
- 日本精神神経学会 精神科専門医・指導医
- 認知症サポート医
- 認知症看護認定看護師
- 精神保健福祉士
- 公認心理師



主な設備

- CT（コンピュータ断層撮影法）



- MRI（磁気共鳴画像装置）



- SPECT（脳血流シンチグラフィ）
- 脳波検査